

奈良市公告第97号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和6年4月22日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 都祁地域コミュニティバス車両賃貸借
- (2) 業務期間 令和6年12月1日から令和11年11月30日まで
- (3) 業務概要 都祁地域コミュニティバス運行に伴う車両賃貸借

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札の参加資格を有する者は、次の項目のすべてに該当していなければならない。

- (1) 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるものの発注した車両リース業務を元請として完了した実績を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員等を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

3 仕様書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
令和6年4月22日から、令和6年5月9日まで
- (2) 場所
奈良市ホームページ

4 仕様書等に関する質問

- (1) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。
 - ア 提出日時 令和6年5月1日午後5時まで（必着）
 - イ 提出場所 奈良市都祁白石町1026番地の1

奈良市市民部都祁行政センター 地域振興課

電話 0743-82-0201

メール tsuge-chiikishinko@city.nara.lg.jp

ウ 郵送またはメールにより提出してください。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

ア 令和6年5月2日から

イ 場所 奈良市ホームページ

5 入札の場所及び日時

都祁行政センター 2階相談室

令和6年5月17日 午後2時00分

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

《共通》

① 一般競争入札参加申請書

② 会社概要（様式自由）

③ 入札物品（規格品、同等品又は同等品以上の物品）の詳細がわかるもの（カタログ等）

④ 業務実績調書

※ 当該業務にかかる業務委託契約書など当該業務の受注形態、内容等が判断できる資料の写しを添付すること。

《令和5・6年の奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者でない者にあつては、次の書類も提出すること。》

⑤ 納税証明書（奈良市市民税課で証明）

ア 奈良市内事業者（市外事業者で市内に支店・営業所を有する者を含む）
当該年度分と過去2年度分の市・県民税（法人にあつては法人市民税）
及び固定資産税（入札参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分）の納税証明書

イ 奈良市外事業者（税務署で証明）

法人税に係る納税証明書（その3又はその3の3）

⑥ 法人の登記事項証明書

※上記⑤～⑥については、原本照合可。（発行日から3ヶ月以内の原本を提示された場合、そのコピーの提出をもって原本の提出の代わりとすることができる。）

(2) 入札参加申請方法

令和6年4月22日から令和6年5月9日まで（必着）に、奈良市市民部都祁

行政センター地域振興課に（１）の書類を郵送または持参してください。

(3) 入札参加者の決定通知

令和6年5月13日までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適合要件が判明した場合は、入札参加できません。

なお、通知は一般競争入札参加申請書に記載されたメールアドレスに送信し、原本（公印を押印したもの）については後日郵送する。

8 入札に関する事項

(1) 入札方法 持参入札とします。

入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記入する金額は、月額を記入すること。

(2) 再度入札 再度入札は1回を限度とします。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札

ウ 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）

エ 入札書に署名又は記名押印のない入札

オ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

カ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

キ 入札金額を訂正した入札

ク 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札

ケ 入札書の日付が入開札日でない入札

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。

(3) 入札に関する問い合わせ先

奈良市市民部都祁行政センター地域振興課

電話 0743-82-0201

FAX 0743-82-1950

メール tsuge-chiikishinko@city.nara.lg.jp